

## 広島県公安委員会告示第 80 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

| 検定<br>番号     | 検 定 の<br>有 効 期 間                        | 遊技機の<br>種 類 | 型 式 名                | 申 請 者 名<br>( 住 所 )  | 製造業者名<br>( 住 所 ) |
|--------------|---|-------------|----------------------|---|------------------|
| 2 S 13<br>90 | 告示の日<br>(令和 4 年 12<br>月 12 日)から<br>3 年間 | 回胴式遊<br>技機  | S 大花満 S B            | 株式会社ジェイピーエス<br>代表取締役 相馬 大悟<br>(東京都港区西新橋一丁目<br>2 番 9 号日比谷セントラル<br>ビル 14 階) | 左同               |
| 2 P 09<br>22 | 同上                                      | ぱちんこ<br>遊技機 | P ネオモンスター<br>ハウス LML | 株式会社竹屋<br>代表取締役 梁川 誠市<br>(愛知県春日井市美濃町二<br>丁目 98 番地)                        | 左同               |